

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年4月17日

1 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：矢尾百貨店秩父店

所在地：埼玉県秩父市上町一丁目5番9号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・当該地への主に大型車両の出入りに対する交通安全対策を講じ、地域住民・通行者の安全に対する十分な配慮をすることを求める。
- ・近隣に高等学校等があり、生徒・児童の通学前・下校時、自転車等による来店が多く予想されるため、駐輪場・駐車場内の交通安全対策を講じるよう求める。

2 縦覧期間

令和8年4月17日から令和8年5月17日まで

3 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター